

# 近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

## 第96回 大阪地判令和2年10月19日

(キャバクラ運営A社従業員事件/労働判例1233号103頁)

クラブ従業員の交際禁止及び違約金を定めた同意書は労働基準法16条及び公序良俗に反するため無効であるとされた事例

労働法制特別委員会委員 柴田 彩子 (72期)

## 第1 事案の概要

1 原告は飲食店の経営を目的とする有限会社であり、ガールズバーやキャバクラ店を経営しており、クラブB1、クラブB2等の店舗を設置していた。

2 原告は、平成29年12月、被告と雇用契約を締結した。

原告は、その業務内容の中心が男女間の接待であり、従業員が私的交際を行うと担当する客が離れてしまって1日当たり3～5万円の損失が発生し、当該店舗の風評被害が生じ、当該従業員の友達も退職するなどの被害が予想されるとして、全従業員に対し、私的交際の絶対禁止とそれに違反した場合の違約金200万円の支払を内容とする同意書（以下「本件同意書」という）への署名を求めた。

これに対し被告は、本件同意書に署名した。

3 被告は、平成30年9月頃から、本件同意書に記載の私的交際しない旨の約束に違反して、クラブB1の副店長であったC（以下「C」という）と交際を開始し、被告及びCは、同年12月7日、原告に対して交際の事実を認めた。

4 原告は、上記3の時点においては被告から違約金200万円を徴収せず、以下の4項目の約束をする旨の始末書（以下「本件始末書」という）を被告に作成させた。

ア 被告は、二人（被告及びC）の事は他言しない。

イ 被告の平成30年12月の給与の支払を3か月間停止することを承諾する。

ウ 被告は、原告に対し、日常生活におけるCの動向など、細かなことを相談する（報告を含む）。

エ 被告は、原告の各店舗のあるD1市、D2市をCと二人で連れ立って、立ち歩かない。

5 しかし、原告は次の理由により、上記4の徴収猶予を撤回し、本件同意書及び本件始末書違反に基づく違約金を請求することにした。

原告の主張によると、被告は、①本件始末書のアの事項に違反して、クラブB1の他の従業員にCのことを相談して、従業員に動揺が広がり、②本件始末書のウの事項に違反して、Cに関して一度も相談や報告をせず、Cの金遣いが荒く店舗の名前を使ってサラ金等で借金していたことや朝帰りしたことを伝えず、③本件始末書のエの事項に違反して、Cと共にD1市やD2市で出歩いて、客に目撃された。

6 なお、本件では、原告から被告に対し、売上減少を理由として不法行為に基づく損害賠償請求がなされているが、本稿では割愛する。

## 第2 判決要旨

### 1 雇用契約の債務不履行に基づく違約金請求について

次の(1)(2)の理由から、本件同意書は無効であり、被告が本件同意書に違反して原告の従業員であるCと交際をしても、雇用契約の債務不履行とならない。

#### (1) 労働基準法16条

本件同意書は、使用者である原告が被用者である被告に対して私的交際を禁止し、これに違反した場合には違約金200万円を請求し、被告はこれを支払う旨合意するものであるところ、これは、労働契約の不履行について違約金を定めたり、損害賠償額を予定する契約をしたりすることを禁じた労働基準法16条に違反しており、無効である。

#### (2) 公序良俗違反

人が交際するかどうか、誰と交際するかはその人の自由に決められるべき事柄であって、その人の意思が

最大限尊重されなければならないところ、本件同意書は、禁止する交際について交際相手以外に限定する文言を置いておらず真摯な交際までも禁止対象に含んでいることや、その私的交際に対して200万円もの高額な違約金を定めている点において、被用者の自由ないし意思に対する介入が著しいといえるから、公序良俗に反し、無効というべきである。

## 2 不法行為に基づく損害賠償請求について

上記1で説示したとおり、違約金の定めをもって被告の私的交際を禁止した本件同意書は無効であって、被告がCと交際することは本来的に自由である。

そして、被告のCとの交際について、男女間の愛情から生じたものでなく原告に対して財産的損害を与える目的で行われたといった特段の事情はうかがえないから、被告に不法行為上の違法は存在しない。

よって、原告の被告に対する不法行為に基づく損害賠償請求は理由がない。

## 第3 検討

本判決では、交際禁止を定める本件同意書の有効性につき、禁止する交際について交際相手以外に限定する文言を置いておらず真摯な交際までも禁止対象に含んでいることや、私的交際に対して200万円もの高額な違約金を定めている点において、被用者の自由ないし意思に対する介入が著しいとして、公序良俗に反し、無効と判断している。本件同意書は、労働契約の不履行について違約金の定めをするものである以上、労働基準法16条違反により無効とする点は異論を差し挟む余地はないであろう。ただ、公序良俗違反とする点については、本判決の挙げる理由からすると、例えば、交際相手を限定した上で交

際を禁止し、(何らかの方法により真摯か否かの判断ができるものとして)真摯な交際であれば許容するのであれば、公序良俗違反とまではいえず、私的自治の範囲内にあるものとして有効と扱う余地がないわけではない。特に、従業員の恋愛活動が、企業の業務や営業に支障を与えることが想定されるのであれば、企業秩序の1つとして恋愛禁止等の服務規律を定めているからといって直ちに公序良俗違反と断ずるのは早計である。

他の関連する裁判例として、交際禁止条項もその行為態様が各会社の業務や営業に支障を与える行為を禁止する限度で法的効力を有するといえたとされた事例(東京地裁平成22年10月15日判決・ウエストロー・ジャパン文献番号2010WLJPCA10158001)がある。

また、芸能プロ(芸能プロダクション会社)が女性アイドルタレントと締結した専属マネージメント契約書中のアイドルがファンと性的関係をもった場合の損害賠償を定める条項に基づき芸能プロが損害賠償を請求することができるのは、右契約を締結する趣旨・目的や右性的関係をもつことも幸福追求の自由の一内容であることに照らし、アイドルが積極的に芸能プロに損害を生じさせる意図をもって殊更これを公表したなど、芸能プロに対する害意が認められる場合等に限定されるべきとして、債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償請求を認めなかった事例(東京地裁平成28年1月18日判決・労判1139号82頁)がある。

このように、交際禁止条項は一律に無効とされるものではなく、その有効性の判断について一定の判断枠組みは現状ないものの、事案によっては一定の限度で有効と判断される可能性がある。